

所管部課	教育部教育総務課	部長	小俣 学	
件 名	東大和市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について			
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市個人情報保護法施行条例 東大和市個人情報保護法施行細則		
	部課機関	文書課		
1. 要 旨				
<p>教育委員会において、「東大和市個人情報保護法施行条例」の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに本規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 市長が定めた「東大和市個人情報保護法施行細則」に準じた取扱いとする。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 教育委員会においても、他の行政機関と同様に、個人情報に関する事務を執り行うことができる。</p>				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)				
<p>文書課において審査済み。 令和5年 3月28日 令和5年第3回東大和市教育委員会定例会において承認済み。</p>				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
<p>庁議終了後、関連事務を速やかに進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。